

# 未来につなぐ相続登記

～次世代の子どもたちのために～

## 「相続登記」は、お済みですか？

### 相続登記を放っておくと…

- 相続した不動産を**すぐに売却できない**
- 用地買収の話がきて、兄弟間で**争いになった**
- 相続登記を何世代にもわたって放っておくと、相続人の数が増えて、その確認に相当な**時間と労力を要する**
- 所有者と連絡が取れず、**災害復旧のための工事ができない**
- 所有者と連絡が取れず、**森林や農地が荒れ放題となる**



トラブルを未然に防ぐためにも、早めの相続登記をお勧めします。

### 相続に関する登記についてのご相談は

和歌山県司法書士会

☎073-422-0568



無料相談会  
開催中!

和歌山県土地家屋調査士会

☎073-421-1311

# 土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

## 相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

※国家資格のある司法書士は、相続人から依頼を受けて相続登記に必要な書類を作成・取得し、法務局に提出します。

- 土地や建物の名義を確認
- 戸籍をたどって法定相続人を確認
- 登記に必要な添付書類を集める
- 登記申請書を作り添付書類を整える
- 登記申請書類を管轄の法務局に提出する
- 登録免許税を納める
- 登記完了証・登記識別情報通知書を受領する

## 相続と関連して、次の登記申請は土地家屋調査士がします

- 親が残した未登記の建物の表題登記
- 土地を遺産分割する場合の分筆登記
- 取り壊した先代名義の建物の滅失登記 など

## 法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類の審査
- 登記官が登記を実行する
- 登記識別情報通知書・登記完了証を作成する

和歌山県司法書士会ホームページ  
<http://wakayama-sihou.net/>



法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)



司法書士アクセスブック「よくわかる相続登記」  
(日本司法書士連合会のホームページからダウンロード)  
[http://www.shiho-shoshi.or.jp/booklet/booklet\\_list.html](http://www.shiho-shoshi.or.jp/booklet/booklet_list.html)



和歌山地方法務局ホームページ  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/wakayama/>

和歌山県土地家屋調査士会ホームページ  
<http://chosashi-wakayama.jp/>



法務省ホームページ「申請書の様式」  
[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category\\_00001.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00001.html)

